

平成 20 年 4 月 15 日

各 位

会社名 スカイマーク株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 西久保 慎一
(コード番号 9204 東証マザーズ)
問合せ先 執行役員総務人事本部長 加藤 正三
(TEL 03-5402-6767)

「内部統制システム構築の基本方針」一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 18 日開催の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を制定しておりますが、本日開催の取締役会において一部改定を決議しましたので、お知らせいたします（下線は改定箇所を示しております）。

記

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、既に定めある「コンプライアンス規程」を、取締役、使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した企業活動を行うための行動規範とする。

その徹底を図るため、総務人事本部がコンプライアンスを社内横断的に統括することとし、コンプライアンス体制の構築、維持・整備にあたる。

監査役及び監査室は連携し、コンプライアンス体制の調査、法令・定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告する。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

法令違反等を防止し、または早期発見のうえ是正するために、「内部通報制度」を活用し運営する。

健全な会社経営のため、反社会的勢力とは関わりを持たず、また、反社会的勢力による不当な要求に対しては、当社全体で毅然とした対応をとるものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役の職務執行に係る情報は、「文書管理規程」及び「情報セキュリティ規程」に基づき文書又は電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し整理・保存する。

監査役は、当該文書等の整理・保存について監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理は、総務人事本部が総括すると共に、各部門においては規程・マニュアル類の整備、教育・研修の実施等により、部門毎のリスク管理体制を確立する。

この内、安全運航に関するリスクについては、代表取締役社長が委員長となり、関連する全部門により組成される「安全推進委員会」を定期的に開催し、リスクの回避・解決策を審議・決定し、安全の維持・向上を図る。

監査役及び監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役に報告する。取締役会は、定期的なリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役及び使用人が共有する、年度経営計画等の全社的な目標を定め、各部門担当取締役は、その目標達成のために各部門が実施すべき具体的な施策、及び職務権限・意思決定ルールを含めた効率的な業務遂行体制を定める。

各部門担当取締役は、その進捗状況を取締役会及び本部長会において定期的に報告し、施策及び業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図っていく。

5．当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

該当する子会社はない。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人をおくことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査室員をその使用人として指名することができる。

監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮・命令は受けないものとする。

7．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、法令及び定款に定める事項に加え、会社の信用や業績に大きな影響を及ぼす恐れのある事項、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を、すみやかに監査役に対して報告する。

監査役は、会計監査人及び監査室と緊密な連携を保つと共に、代表取締役とも継続的に意見交換会を実施することで、監査の実効性を確保する。

また、監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、顧問弁護士等より助言を受けることができるものとする。

以 上